

元街キッズニュース



一斉下校
最終時間

17:00

一般財団法人 三和徳育会
元街小学校放課後キッズクラブ

TEL 045-651-6558

TEL・FAX 045-664-7757

夏休み期間中(7/21~8/26)の利用について

★ 【区分1】の利用について

7/24(金)・7/27(月)・8/4(火)・8/12(水)・8/20(木)の10:00~12:00、
7/21(火)14:00~16:00、8/18(火)14:00~16:00、8/24(月)13:00~15:00
のみ利用可能です。

上記以外はスポット利用として利用できます。

★ 7、8月の利用料金

【区分2-A】月額 2,500 円 【区分2-B】月額 5,500 円

★ 夏休み期間中は熱中症予防のため、お子さまの利用時間にあわせてキッズクラブに到着するよう、ご配慮ください。開所時間より前に来て校門や校庭、キッズクラブの入口で開所を待つことは大変危険です。

★ 利用時間に合わせて昼食、飲み物をご用意ください。昼食は保冷剤などで、傷まないよう工夫してください。

★ キッズランチを注文された日は、箸やスプーンをご持参ください。

★ 8:00~10:00 は静かに過ごす時間としています。宿題をしたり、本を読んだり、午後からも元気に過ごすための大切な時間です。退屈な時間とならないよう、ご家庭でもワークの持参などご協力をお願いいたします。

今月の予定

8月の予定(プログラム)

8/3(月)~8/7(金)「水遊び週間」

天候により校庭で水風船、シャボン玉など、簡単な水遊びを予定しています。

- ◆ 《持ち物》濡れた時の着替え、濡れても良い外履き(ビーチサンダル等)、タオル、濡れたものを入れるビニール袋
- ◆ 私物のおもちゃ等は持ってきてはいけません。

8/11(火・祝)「山の日」はキッズクラブもお休みです。

8/18(火)15:00~15:45 パンダ型ロボットプログラミング教室

8/24(月)13:30~14:30 「やってみよう! 3D プリンター」

(材料費:500 円、定員:10名、参加については別途お知らせいたします。)

■ 上記の内容は、予告なく変更する場合があります。

予めご了承ください。

■ その他、詳細が決まり次第、保護者専用サイトを通じてお知らせいたします。

《夏休み中に予定しているプログラム》

- 「こども防犯教室」 スタージャンが来るよ!!
- 中消防署「おでかけ防災教室」



お知らせとお願い

7/13(月) 「夏の音楽プログラム」



港中学校吹奏楽部を迎えて、体育館でコンサートを開催しました



特別に好きな楽器を選んで、本物の楽器に触れる体験が出来ました

次回もあるかも！！
乞うご期待！！

《キッズクラブからのお知らせとお願い》

- 職員配置や、おやつの準備のため、毎月28日までに翌月の利用予定を保護者専用サイトより申請ください。
- 予定が変更になった場合は、速やかに保護者専用サイトより変更ください。当日の急な変更に関しては、サイトへの入力と合わせて、お電話でも連絡をお願いいたします。
- 利用の際、入退室カードを忘れると、利用の確認に時間を要しますので、利用日は必ずお持ちください。また紛失した場合は、お手数ですが保護者の方よりお申し出ください。
- 利用料等の支払いは、口座振替をお願いしております。やむを得ず、現金でお支払いをされる場合は、お子さまに持たせず、保護者の方がご持参ください。
- キッズクラブにお迎え以外の用事で来られる際、時間帯によっては、職員配置の都合上対応できない場合もあります。お手数ですが、事前に来所日時、目的等、電話にて必ず確認をお願いいたします。
- 証明書等の差し替えや、登録内容の変更をする場合は、保護者専用サイトの右上部「登録情報変更」より可能です。
- キッズクラブからの大切なお知らせが、登録されているアドレスの受信容量オーバー等の理由で届いていない場合があります。キッズクラブを利用の際に「入退室のお知らせ」などのメールが届いているか、ご確認をお願いいたします。
- 学校休業日であっても、元街小学校に持って来てはいけないもの(ゲーム機、おもちゃ等)はキッズクラブにも持ってくることはできません。また、スリッパやサンダル等での登校もお控えください。

令和8年度【区分2-A・2-B】月額利用料の減免を希望される方へ

減免申請の手続きは、e-場所システムではなく、紙での申請となります。利用料の減免を希望される場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免申請書」と、提出書類をまとめてキッズクラブまでご提出ください。今年度の減免申請は令和8年8月までにおねがいいたします。9月以降に減免申請を行った場合、申請を行った月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。

《提出書類の例》

- ① 児童扶養手当を受給されている方
有効期限内の「児童扶養手当証書」(原則 10 月末が期限となっているため、後日、新たに交付された証書の提出をお願いいたします。)
- ② 就学援助を受けている方
7 月下旬ごろに学校から送付された「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ」など(新規の方は 8 月までに申請すれば、4 月に遡って減免が適用されます。)
- ③ 市民税所得割非課税世帯の方
「市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書」など
令和7年度の証明書(4 月～8 月対象)
令和8年度の証明書(9 月～翌年 8 月対象)